

国の留保からの配分等について

令和 5 年 12 月
水 産 庁

1 現行制度の概要

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。）の漁獲可能量及びその配分の変更のうち、以下に該当する場合は、各管理年度の事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できることとされている。

(1) まあじ、まいわし各資源、まさば及びごまさば各資源、するめいか並びにさんま

国の留保からの配分について、予め定めた計算方法（いわゆる「75%ルール」）に則り、漁獲可能量の配分を変更する場合

(2) まあじ、まいわし対馬暖流系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群 A 海域並びにさんま

国の留保からの配分について、関係者間で配分量について合意形成があり、当該合意に基づき漁獲可能量の配分を変更する場合

(3) 融通に伴う数量の変更

都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合

(4) まさば及びごまさば太平洋系群、まいわし太平洋系群及びさんま

大中型まき網漁業に係る漁獲割当管理区分の配分量未利用分の国の留保への繰り入れ及び当該留保からの同漁業に係る総量管理区分への追加配分に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合

北太平洋さんま漁業に係る総量管理区分の配分量未利用分の漁獲割当管理区分への追加配分に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合

(5) すけとうだら太平洋系群

資源評価対象海域外からのものと推定される資源の大量来遊が発生したと見なす要件に合致した場合に、漁獲可能量に 1 万トンを追加（いわゆる「大量来遊ルール」）し、またこれに伴い漁獲可能量の配分を変更する場合

(6) すけとうだら日本海北部系群

漁獲可能量の未利用分を、当該漁獲可能量の 5% を上限に、翌管理年度に繰り越すことに伴い、漁獲可能量及びその配分を変更する場合

2 数量変更の内容

前回報告を行った第127回資源管理分科会（令和5年11月2日開催）以降、上記1に該当する漁獲可能量の配分の変更を行ったので報告する。

1（2）に該当

さんま（令和5年管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和5年11月2日	留保からの追加配分	北海道	4,800 トン	10,713 トン	5,913 トン
		国の留保	5,913 トン	0 トン	-5,913 トン

まあじ（令和5年管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和5年11月15日	留保からの追加配分	島根県	26,100 トン	28,400 トン	2,300 トン
		山口県	3,300 トン	3,600 トン	300 トン
		長崎県	22,700 トン	24,700 トン	2,000 トン
		宮崎県	3,600 トン	4,000 トン	400 トン
		鹿児島県	3,500 トン	3,900 トン	400 トン
		大中型まき網漁業	52,100 トン	56,700 トン	4,600 トン
		国の留保	15,100 トン	5,100 トン	-10,000 トン

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群（令和5年管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和5年11月15日	留保からの追加配分	島根県	18,700 トン	20,700 トン	2,000 トン
		山口県	1,700 トン	2,300 トン	600 トン
		長崎県	25,600 トン	28,400 トン	2,800 トン
		鹿児島県	11,800 トン	13,000 トン	1,200 トン
		大中型まき網漁業	80,370 トン	89,370 トン	9,000 トン
		国の留保	39,900 トン	24,300 トン	-15,600 トン

1 (4) に該当

まいわし太平洋系群 (令和5管理年度)

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和5年11月8日	大中型まき網漁業 (漁獲割当てによる管理を行う管理区分)における未 利用分の繰入れ	大中型まき網漁業 (総量管理区分)	283,800 トン	327,029 トン	43,229 トン
		大中型まき網漁業 (漁獲割当て管理区分)	318,800 トン	249,771 トン	-69,029 トン
		国の留保	59,500 トン	85,300 トン	25,800 トン

(以 上)

国の留保からの配分について

令和 5 年 12 月
水 産 庁

1 現行制度の概要

漁獲可能量及びその配分の変更のうち、以下に該当する場合は、事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できることとされている。

(1) にたりくじら及びみんくくじら

国の留保からの配分について、当事者間で配分量について合意形成があり、当該合意に基づき漁獲可能量の配分を変更する場合。

ただし、「みんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）」と「みんくくじら母船式捕鯨業（オホーツク海域）」の配分数量の和は「みんくくじら基地式捕鯨業（オホーツク海域）」の当初配分数量を超えないものとする。

(2) 融通に伴う数量の変更

当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合。

2 数量変更の内容

上記 1 に該当する漁獲可能量の配分の変更を行ったので報告する。

1 (1) に該当

にたりくじら（令和 5 管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和 5 年 9 月 8 日	留保からの配分	にたりくじら 母船式捕鯨業	150 頭	187 頭	37 頭
		国の留保	37 頭	0 頭	-37 頭

(以 上)